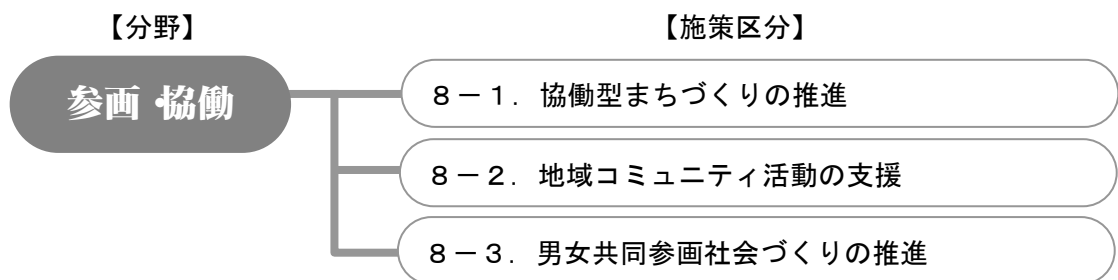


第8章 市民が主役の自立型まちづくり



8-1

協働型まちづくりの推進

● 現況と課題

◆「行政主導」から市民と行政の「協働」へ

これまでは、行政主導で、市民が補完的立場で参加する「市民参加型のまちづくり」が主流でした。しかし、まちづくりの主体は市民であるとの認識が高まる中、行政主導のまちづくりには限界があり、これからは、市民と行政とが対等の立場で責任を共有しながら、目標の達成に向けて連携する「市民協働型まちづくり」の体制づくりを推進していく必要があります。

◆ボランティア等による市民活動が盛んな能美市

現在、本市では、まちづくり、教育、文化、福祉、環境など多分野にわたるNPOやボランティア団体、ワーキンググループが活発な活動を行っています。今後も、豊富な知識や技術を有する団塊世代の退職を契機に新たな活動が期待され、活動組織の設立や育成に対する行政の支援が必要となります。

◆まちづくり活動拠点の整備・充実へ

これらの活動支援や情報の収集と提供、まちづくり学習機会の提供、人材育成に向け、まちづくり活動拠点として、平成24年4月に「能美市市民協働まちづくりセンター(愛称：のみにこ)」を能美市辰口商工福祉会館1階で開設しました。現在は公設公営ですが、今後は公設民営をめざし、「市民のまちづくり活動の拠点、協働の拠点」として充実させていくことが求められます。

～ 市民の声 ～

◎市民アンケートによると、地域社会での生活における市民同士あるいは市民と行政の協働体制の必要性については、回答者の8割が「必要」としている。また、地域活動については、参加は特にしていない43%に対し、57%が何らかの地域活動に参加している。

◎何もかも行政に任せるのではなく、住民ができる場所は住民や地域で、行政の力が必要なところは市でという協働型で行っていき、住み良いまちが築けたら良い。

◎行政と市民が協働したまちづくりを推進していただきたい。



まちづくり会議の様子

● 施策の展開方針

【施策目標】すべての市民が力を合わせた協働型まちづくりの推進

- まちづくり活動拠点を核にして、各種まちづくりに関する運営支援や情報発信など支援体制の構築を図ります。
- 市民・各種団体・事業者・行政がそれぞれ独自の機能に応じた役割を分担するなど、推進体制の構築を目指します。
- 市民団体等が行う公益的事業の公募や活動に対する支援など、協働体制の構築を目指します。
- 団塊世代のノウハウを活用したまちづくりを検討します。

● 事業メニュー

施策の分類	事業メニュー	計画期間		事業主体・協働体制
		前期	後期	
活動拠点の整備	◆市民協働まちづくりセンターの設置	○		地域振興課、市民団体
推進体制の整備	◆協働型まちづくりのガイドライン策定	○		地域振興課、市民団体
	◇協働推進協議会の設置	○	○	地域振興課、市民団体
	◇まちづくり振興基金の活用	○	○	地域振興課
	◇情報共有システムの整備	○		地域振興課
協働体制の推進	◆企画提案型まちづくり支援事業の推進	○	○	地域振興課、市民団体
	◇NPO活動団体の育成・支援	○	○	地域振興課、NPO活動団体
	◇審議会等における公募委員の拡大	○	○	総務課、市民
	◇パブリックコメント制度の導入	○	○	企画振興課、市民
	◇市民評価（市民満足度調査）の実施	○	○	企画振興課、市民
	◇職員による出前講座の実施	○	○	地域振興課、市民
	◇まちづくりアドバイザー派遣制度の活用促進	○	○	地域振興課、市民団体
団塊世代の人材活用	◇まちづくり塾の開講（再掲）	○		地域振興課、市民
	◇地域づくりマネージャーの育成・活用	○	○	地域振興課、市民

※事業メニュー：「◆」は重点事業、事業主体・協働体制：「太文字」は事業主体（または市の担当課）

● 主な指標（目標値）

指 標	単 位	計画 策定時	前期 実績値	目標値	備考
		H18	H23	H28	
企画提案型まちづくり支援事業の実施累計	件	—	3	10	
職員による出前講座の実施回数	回数	—	104	100	

● 市民へのメッセージ

- ★能美市を元気にするまちづくりを提案し、実践しましょう。
- ★市民と行政が共に連携しあい協働型まちづくりを推進しましょう。
- ★豊富な知識を活用し、新たな活動組織の設立や既存組織の活性化に努めましょう。

8-2

地域コミュニティ活動の支援

● 現況と課題

◆地域における連帯意識の希薄化

市内では、町会・町内会をはじめ、自治公民館や各種団体が独自または連帯して自主的なコミュニティ活動が行われています。しかし、都会化の進展、核家族化の進行、生活様式の多様化によりコミュニティ活動への参加者が減少するなど、地域社会が本来備えていた市民の連帯意識やつながりが希薄になっています。

◆コミュニティづくりの推進

自治体を取り巻く環境が厳しさを増す中、日常生活や災害時等において、コミュニティには従来に増して多くの役割が期待されています。例えば、高齢化・核家族化が進む中、一人暮らしや寝たきりの高齢者、高齢者夫婦を地域ぐるみで見守ることや、地域活動を通じての青少年の育成、交通安全の指導、防犯・防災活動、さらには地域の伝統・文化の継承や、地域づくり活動など多方面にわたります。そのため、これらの活動への支援と組織の育成を進めるとともに、各組織等の連携強化を図る必要があります。

◆コミュニティ施設の充実

コミュニティ活動の活性化を図るためには、身近なコミュニティ活動の場である自治公民館の活動や施設整備に対する支援、学校施設の開放など、コミュニティ施設の充実にも取り組んでいく必要があります。

～ 市民の声 ～

- ◎アパートなどに住んでいる人も町の行事に参加してもらえればもっと楽しくなると思う。
- ◎町の活性化にはリーダーの育成が大事だ。
- ◎まちづくりはそこに住んでいる人達が一緒になって考えていくことが大事。
- ◎より身近な地域（集落）のユニークな（創意工夫のある）活動に支援してほしい。



見守り隊の活動

● 施策の展開方針

【施策目標】住民参加とコミュニティの活性化によるまちづくり

- 自治会、公民館、各種団体などを中心とする地域活動を支援し、その活動の自立性向上に向けて、コミュニティ組織の育成・強化を図ります。
- 地域住民のコミュニティ意識の高揚を図り、コミュニティの再構築と連帯感の醸成を目指します。
- 自治公民館の施設整備に対する支援や学校施設の開放など、コミュニティ施設の充実を図ります。

● 事業メニュー

施策の分類	事業メニュー	計画期間		事業主体・協働体制
		前期	後期	
コミュニティ組織の育成	◆自治活動への支援	○	○	総務課
	◇コミュニティのネットワーク化の推進（防犯や地域福祉推進体制等）	○	○	町会 町内会 、総務課
	◇地域社会活性化事業の推進	○	○	町会 町内会 、総務課
	◇自主防災組織の育成強化（再掲）	○	○	町会 町内会 、環境生活課、警察署、社会福祉協議会、消防団
コミュニティ形成の環境づくり	◆コミュニティ意識の高揚	○	○	町会 町内会 、総務課
	◇指導者の育成	○	○	町会 町内会 、総務課
	◇地域団体の表彰	○	○	総務課 、町会・町内会
コミュニティ施設の充実	◆自治公民館の活動支援	○	○	生涯学習課 、町会・町内会
	◇自治公民館の整備充実の支援	○	○	生涯学習課 、町会・町内会
	◇学校施設の開放継続	○	○	教育総務課

※事業メニュー：「◆」は重点事業、事業主体・協働体制：「太文字」は事業主体（または市の担当課）

● 主な指標（目標値）

指 標	単 位	計画 策定時	前期 実績値	目標値	備 考
		H18	H23	H28	
地域活動・町内会活動への参加率	%	28	—	40	アンケート結果より

● 市民へのメッセージ

- ★地域活動に積極的に参加し、地元に対する愛着を持ちましょう。
- ★地域でのコミュニケーションを大切にし、近隣住民の顔が見える地域環境づくりを進めましょう。

8-3

男女共同参画社会づくりの推進

● 現況と課題

◆浸透しつつある男女共同参画意識

合併前の旧3町では、県から委嘱された男女共同参画推進員15名が活動グループ「能美パートナーシップ21」を立ち上げ、各々が協力しながら、法の意義や参画社会のあり方、自治体による参画計画作成の必要性などについて、自ら学習し、かつ、住民を対象にしたワークショップ・講演会の開催など多様な取り組みを行ってきました。その結果、男女共同参画意識が住民の中に浸透しつつあります。

◆推進員による啓発活動

現在、市では、県の推進員や公募を含め42名に市推進員を委嘱し、推進員自らが各町会・町内会の公民館に出向く出前講座の開催を通じて啓発活動を行っています。男女共同参画の認識については、地域や年齢によりかなりの開きがあり、今後の啓発活動のあり方が課題となっています。

◆条例・計画の制定

すでに石川県内では、全自治体において男女共同参画に関する条例の制定と、計画策定が行われています。本市でも平成22年3月に10年計画の「能美市男女共同参画プラン」、平成23年3月17日に「能美市男女共同参画推進条例」が制定されました。今後は市民が一体となってこれらの実現に向けて取り組むことが必要です。

～ 市民の声 ～

- ◎女性層の意見がさまざまな会の運営に反映されていない。
- ◎市長が直接女性の意見を聞く機会を設け、市政へ反映してほしい。
- ◎もっと女性の意見を取り入れるまちづくりにしてほしい。うわべだけではない、男女共同参画を実現してほしい。



推進員による啓発活動

● 施策の展開方針

【施策目標】男女が、お互いの生き方を尊重し、責任を分かち合える環境づくりの推進

- 男女共同参画に対する市民意識の高揚のもと、市の条例の制定及び参画計画の策定を図り、市民ぐるみの男女共同参画社会づくりを推進します。
- 条例や計画の策定過程においては、女性の参画を促進します。
- 男女共同参画推進員や女性団体、地域活動指導者による家庭・地域・職場等への意識啓発活動の支援を推進します。

● 事業メニュー

施策の分類	事業メニュー	計画期間		事業主体・協働体制
		前期	後期	
市民に対する啓発活動の推進	◇男女共同参画推進員の設置と活動支援	○	○	観光交流課、男女共同参画推進員
	◆自治公民館を中心とした出前講座の開催	○	○	観光交流課、男女共同参画推進員、自治公民館
	◇各種団体や企業に対する講演会の開催	○	○	観光交流課、商工会、企業
男女共同参画計画の策定	◇アンケート調査の実施	○		観光交流課、市民
	◇計画策定の体系づくり	○		観光交流課、NPO等の各種団体
	◆男女共同参画計画の策定	○		観光交流課、NPO等の各種団体、商工会
男女共同参画推進条例の制定	◆条例制定のための策定委員会の設置	○		観光交流課、NPO等の各種団体、商工会

※事業メニュー：「◆」は重点事業、事業主体・協働体制：「太文字」は事業主体（または市の担当課）

● 主な指標（目標値）

指標	単位	計画策定時	前期実績値	目標値	備考
		H18	H23	H28	
地域や企業等への講演・講習会等の開催回数	回/年	6	7	10	

● 市民へのメッセージ

★女性も男性も、互いにその人権を尊重しつつ、日常生活のあらゆる場面における責任や役割を分かち合いましょう。

★性別に関係なく、それぞれの個性と能力を發揮することができる地域社会づくりを目指しましょう。